

追加議事日程第4号

追加日程第5 報告第8号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告
について

報告第8号

損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月8日提出

西川町長 小 川 一 博

専第7号

損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、下記のとおり専決処分する。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の相手方 | 国 |
| 2 | 損害賠償の要旨 | 町は、損害賠償金1,900円を支払うものとする。 |
| 3 | 事件の概要 | 平成31年4月1日から令和2年3月31日課税期間分の消費税及び地方消費税の納付に当たり、寒河江税務署から確定申告に違算あるとの指摘を受け、直ちに修正申告を行い、不足額1,799,400円を10月15日に納付した。納期限を15日経過していたため、国税通則法(昭和37年法律第66号)第60条第1項第2号の規定に基づき延滞税を支払うものである。
1,790,000円(追加納付額)×2.6%(延滞税率)×15日(延滞日数)÷365日=1,900円(延滞税)
(追加納付額は10,000円未満切り捨て、計算した延滞税は100円未満切り捨て) |

令和2年11月26日

西川町長 小 川 一 博